

(書式 2 - 2 - 7)

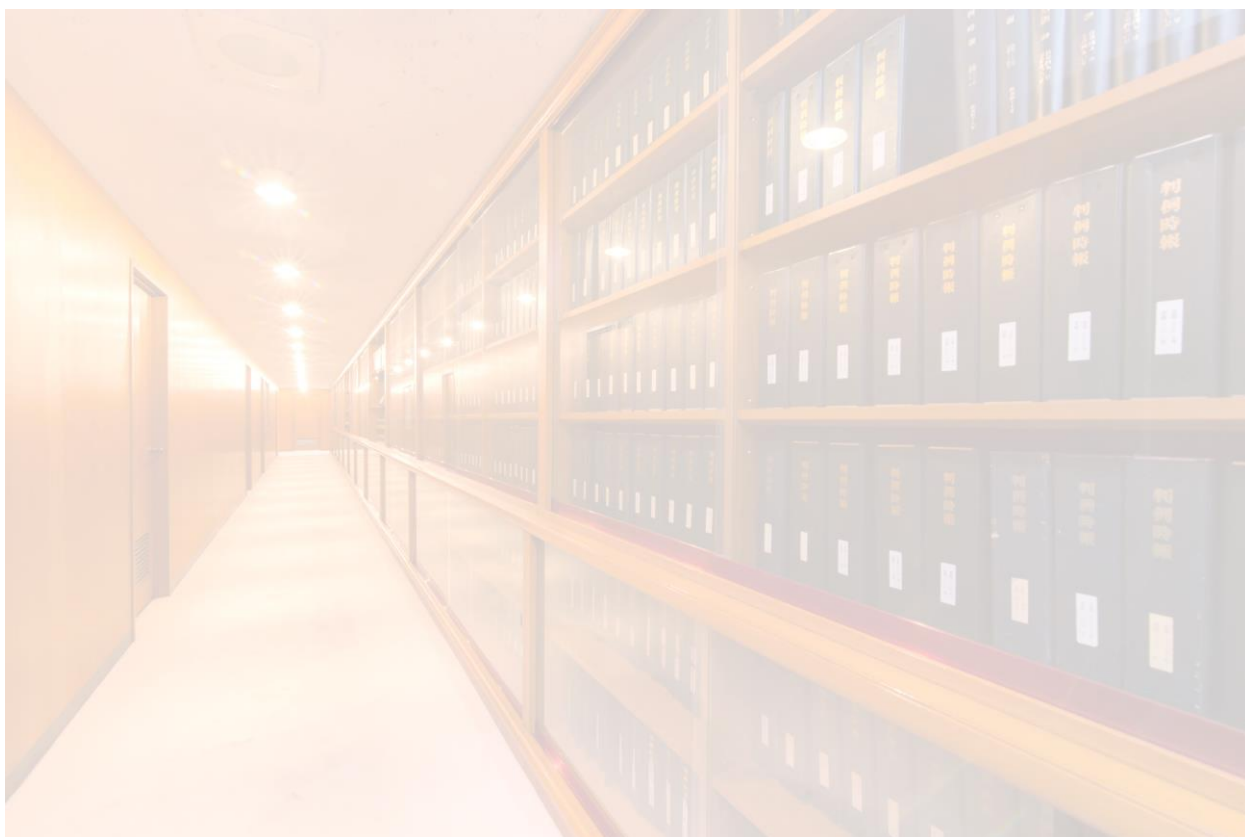
**債務の負担について合意した場合の遺産分割協議書の条項**

第〇条 〇〇銀行に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付金銭消費貸借契約に基づく借入債務（当初元金〇〇〇〇円、相続開始日元金〇〇〇〇円）に関し、長男〇〇〇〇が4分の3、長女〇〇〇〇が4分の1の割合で承継する。



## 解説

金銭債務その他の可分債務は、各相続人が相続分に応じて分割承継する。この分担を変更するには、債権者の承諾が必要であり、承諾がない限り、変更の協議は、内部的に相続人相互を拘束するに過ぎない。



\* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所